

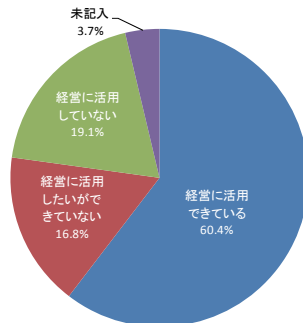
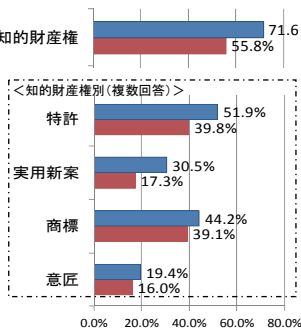
「中小企業の知的財産に関する調査」 調査結果のポイント

I. 知的財産に関する中小企業の実態

<実態 1>
○知的財産権の出願経験は7割を超えるものの、
知的財産の経営への活用は6割に止まる

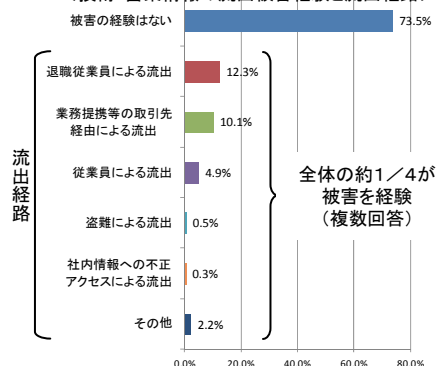
<知的財産権の出願・保有の状況> **<知的財産の経営への活用状況>**

■ 出願経験がある ■ 現在保有している



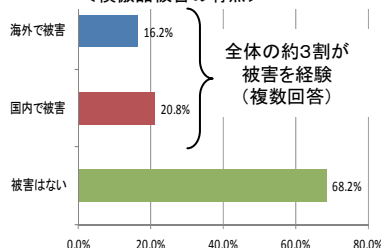
<実態 2>
○約1/4が技術・営業情報の流出被害を経験
○約3割が模倣品被害を経験

<技術・営業情報の流出被害経験と流出経路>



全体の約1/4が被害を経験 (複数回答)

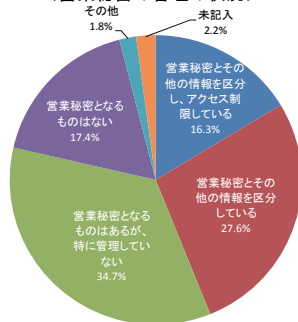
<模倣品被害の有無>



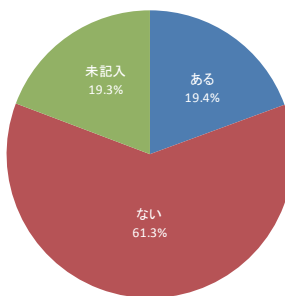
全体の約3割が被害を経験 (複数回答)

<実態 3>
○知的財産に関する社内体制は未整備

<営業秘密の管理の状況> **<「職務発明」に関する社内規定の有無>**



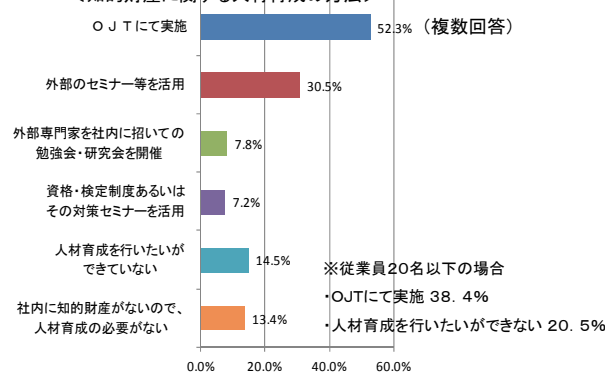
・営業秘密を厳密に把握・管理できている企業は2割に満たない。
※従業員20人以下の場合は1割以下
⇒法制度を活用できる実効的な営業秘密の管理が不可欠



・『職務発明』に関する社内規定を設けている企業は約2割に止まる
※従業員20人以下の場合は1割以下
⇒従業員との訴訟等のリスク

<実態 4>
○人材育成の方法は『OJT』が大半を占める

<知的財産に関する人材育成の方法>



※従業員20名以下の場合
・OJTにて実施 38.4%
・人材育成を行いたくない 20.5%

<実態 5>
○助成等の知的財産関連施策へのニーズはあるものの、利用している企業は少ない

<今後、拡充を期待する公的支援>

「出願・維持費への助成(国内)」(65.7%)
「出願・維持費への助成(海外)」(38.3%)
「弁理士費用の助成」(38.5%)

<施策別の利用状況>

「特許料金の減免制度」(5.6%)
「国内出願の助成制度」(4.3%)
「外国出願の助成制度」(6.9%)

II. 拡充が急がれる中小企業の知的財産に関する支援策

○一層の普及啓発が不可欠。中小企業の知的財産の戦略的活用を促進するため、ものづくりや自社ブランド構築における先進事例の紹介などの取り組み強化が必要

○(営業秘密等に関する社内管理体制の整備を促進するため)「営業秘密管理指針」・「技術流出防止指針」(経済産業省)の活用を促進するため、中小企業にとってわかりやすい内容とすることが急がれる

○営業秘密の管理については、流出経路毎(退職従業員、取引先、盗難等)に必要な具体的な取り組みを示した「実務マニュアル」の作成が必要

○模倣品等の海外での知的財産権の侵害に対して、在外公館等による相手国政府への働きかけ強化や民間交渉への同席など、国による対応の強化が不可欠

○社内体制整備を促進するため、前述の営業秘密に関する「実務マニュアル」の活用や「新職務発明制度における手続き事例集」(特許庁)による職務発明に関する社内規定の導入を推奨すべき

○弁理士等の外部専門家を中小企業の知的財産活動(制度整備・人材育成)に活用するため、弁理士費用の税額控除や大手企業OBとのマッチング機能強化等の支援の拡充が必要

○特許料等の減免制度については、米国のスモールエンティティ制度を参考に、要件の緩和や減免措置内容の拡充、減免期間の延長、手続の簡素化が不可欠

○ユーザーニーズを的確に把握し、利用しやすい支援策に改善していくことが重要

<調査の概要>

【調査対象】都内の中小・小規模事業者(製造業):5,194件

【回答率】12.5%(649件)

※本調査では知的財産、知的財産権は以下を意味する

・知的財産・・・特許権、実用新案権、商標権、意匠権、ノウハウ等

知的財産権・・・特許権、実用新案権、商標権、意匠権